

(様式1)  
許認可等の基準

		担当課	農政課	係・内線	企画係 2513
法令名	農林漁業の健全な発展 と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	根拠条項	第7条第4項第8号		
許認可等	設備整備計画の認定に係る同意 (自然公園法関係)				
<p>(根拠規定)</p> <p>計画作成市町村は、設備整備計画の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、<b>国定公園</b>（自然公園法第2条第3号に規定する国定公園をいう。）の区域内において行う行為であつて、同法第20条第3項の許可を受けなければならないものは、当該設備整備計画について、あらかじめ都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>(法第7条第4項第8号)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>法第7条第6項において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、自然公園法第20条第4項の規定により同条第3項の許可をしなければならない場合に該当しないと認めるときは、同意をするものとされており、その審査の基準は、自然公園法所管課が許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱（平成6年10月1日制定）において定める基準となる。</p> <p>※審査基準については、下記HPを参照</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国定公園特別地域内の工作物の新築、改築又は増築等の許可 (自然公園法第20条第3項)</li> </ul> <p><a href="https://www.pref.ehime.jp/h10950/2690/kyoninka/kenmin.html">https://www.pref.ehime.jp/h10950/2690/kyoninka/kenmin.html</a></p>					